

練馬区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年７月３１日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 8 6 号

練馬区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和49年 9 月練馬区規則第32号）の一部をつぎのように改正する。

第 1 条の 3 中「3, 661, 000円」を「3, 758, 000円」に改める。

第 1 号様式をつぎのように改める。

心身障害者福祉手当認定申請書

練馬区長殿

つぎのとおり、心身障害者福祉手当の受給資格の認定申請をします。
また、練馬区長が、受給資格の審査および確認のため、申請時、受給期間中および受給資格消滅後において、区の保有する税務情報を利用すること、障害の状況、特殊疾病の状況、施設入所の状況および他の手当の受給状況を関係所管に確認することならびに情報提供ネットワークシステムを使用して他自治体へ情報照会することに同意します。

※太枠内を記入 年 月 日

氏 名 (受給者)		個人 番号													
住 所		練馬区		生年月日		年 月 日 () 歳									
				電話											
氏 名 (保護者)		個人 番号													
住 所				生年月日		年 月 日									
				電話											
愛の手帳		東京都 第 号										度			
身体障害者 手 帳		都道市 第 号 府県 (年 月 日交付・更新)										種 級			
精神障害者 保健福祉手帳		手帳番号 有効期限 年 月 日										級			
特殊疾病		病名 受給者番号 () 年 月 日まで有効										◇ 脳性マヒ ◇ 進行性筋萎縮症			
児童育成（障害） 手当受給の有無				有 ・ 無 ・ 申請中 ・ 申請予定											
施設入所の状況				入所していない ・ 入所中（施設名 ）											
公金受取口座を利用する場合は☑してください。				☐公金受取口座を利用します。 ※公金受取口座を利用する場合、振込口座を記載する必要はありません。											
振込先金融機関		銀行 信金 (支店コード) 信組 農協 支店・出張所													
振込 口座	預金種別	普通	番号												
	口座名義 (カタカナ)														
代行者	氏 名							電話							
	住 所									続柄					

※保護者の氏名等は、受給者が20歳未満の場合に記入してください。
※振込口座は、受給者の口座としてください。

〔処理欄〕

受付	申請	愛の手帳新規・身障手帳新規・精神手帳新規・難病新規 転入（転入前住所 ） （転入前住所での受給 有 〈 年 月分まで〉・ 無 ） その他（ ）
	認定	年 月 日 認定 受給者番号 号 年 月分より支給開始 手当区分:(知障 度・身障 級・精神 級・難病・脳性マヒ・進行性筋萎縮症)
所得審査	却下	
基準額： 判定額： 支給：可・不可	備考	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の練馬区心身障害者福祉手当条例施行規則第 1 条の 3 の規定は、令和 8 年 8 月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年 7 月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。